

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 同族会社の留保金課税が停止に

**Q** : 同族会社の留保金課税の適用が停止になったと聞きましたが、本当ですか。

**A** : はい。ただし、対象となる法人は、一定の要件を満たす中小法人に限られます。

### 【解説】

同族会社の留保金課税とは、同族会社の各年度の所得のうち一定の限度額を超えて内部留保された金額に対し、一定の税率で課税されるというものです。

これは一定の同族会社について、間接的に配当を促すための制度なのですが、このたび、中小企業の経営基盤を強化するという観点から、適用が停止されることとなりました。

ただし、この適用の対象となる法人は、①資本金が1億円以下で、かつ、②自己資本比率（自己資本と同族関係者からの借入金の合計が総資産のうちに占める割合）が50%以下である法人に限られていますので注意してください。

また、適用対象期間は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度とされています。

なお、これまで一定の中小法人に適用が認められていた課税留保金額に対する税額の5%相当額を軽減するという措置は留保金課税の停止に伴い廃止されることとなりましたので、こちらも注意が必要です。

